

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2024. 11. 13**☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

65 歳まで受給の「特別支給の老齢厚生年金」とは

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 620 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員」牧野寿和のプロフィール

*:**

◆ 今週のテーマ

65 歳まで受給の「特別支給の老齢厚生年金」とは

*:**

通常は、65 歳から受給が始まる公的年金ですが、
60 歳から受給できる「繰上げ受給」のほかに、

定められた年齢から、65 歳まで受給できる、
「特別支給の老齢厚生年金」があります。

そこで今回は、
この制度では、どんな方が、
どのくらい受給できるのか？
見ていきます。

お伝えする内容は次のとおりです。

- ・ 受給の資格要件

- ・ 受給額
- ・ 受給手続きの仕方と注意点
- ・ まとめ

受給の資格要件

「特別支給の老齢厚生年金」は、
次の要件を満たす方が受給できます。

- ・ 男性：昭和 36 年 4 月 1 日、以前の生まれ
 - ・ 女性：昭和 41 年 4 月 1 日、以前の生まれ
- で、生年月日に応じた受給開始年齢に達していること
- ・ 老齢基礎年金の受給資格期間が 10 年で、
厚生年金保険等に 1 年以上加入していること

また受給開始年齢は、生年月日と性別に応じて、
異なります。

現在または今後の受給対象年齢と受給期間は、

男性は、
昭和 34（1959）年 4 月 2 日から
昭和 36（1960）年 4 月 1 日生まれの方は、
64 歳の 1 年間。

昭和 36（1960）年 4 月 2 日以降生まれの方は、
この制度の対象となりません。

女性は、
昭和 34（1959）年 4 月 2 日から
昭和 35（1960）年 4 月 1 日生まれの方は、
61 から 65 歳の誕生日までの 4 年間。

昭和 35（1960）年 4 月 2 日から
昭和 37（1962）年 4 月 1 日生まれの方は、

62 から 65 歳の誕生日までの 3 年間。

昭和 37 (1962) 年 4 月 2 日から
昭和 39 (1964) 年 4 月 1 日生まれの方は、
63 から 65 歳の誕生日までの 2 年間。

昭和 39 (1964) 年 4 月 2 日から
昭和 41 (1966) 年 4 月 1 日生まれの方は、
64 歳の 1 年間。

昭和 41 (1966) 年 4 月 2 日以降生まれの方は、
この制度の対象となりません。

また、「老齢基礎年金」は、
受給の対象ではありませんので、

個人事業主や専業主婦といった方で、
厚生年金に加入したことがなければ、
受給の対象者にはなりません。

受給額

65 歳からの老齢厚生年金では、
通常、報酬比例部分と経過的加算、加給年金額を
合計した金額が受給できます。

しかし、「特別支給の老齢厚生年金」を、
現在または今後の受給される方は、
「報酬比例部分」のみ受給額です。

「報酬比例部分」の受給額は、
厚生年金に加入して勤めた期間の給与、
また平成 15 (2003) 年 4 月以降は、
ボーナスも含めた給与によって、計算されます。

報酬比例部分のおおよその金額は。

「ねんきん定期便」でも確認できます。

受給手続きの仕方と注意点

「特別支給の老齢厚生年金」に限らず、

年金を受給するには、
障害年金、遺族年金も含めて、
年金を受ける資格ができたときに、

自分で年金を受けるための手続き
「年金請求」を行います。

例えば「特別支給の老齢厚生年金」を
受け取る権利が発生する方には、

日本年金機構から、
受給開始年齢に到達する3カ月前に、

基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、
住所および年金加入記録をあらかじめ印字した
「年金請求書（事前送付用）」と、
年金の請求手続きの案内が、
日本年金機構から、本人あてに送付します。

届いた年金請求書と案内に記載された書類を、

受給開始年齢に到達した、
受給権発生日（誕生日の前日）以降に、
年金事務所に提出します。

なお、特別支給の老齢厚生年金は、
60歳からの繰上げ受給はできますが、
繰下げ受給はできません。

また、厚生年金加入事務所（会社員や公務員）

に在職中の方は、報酬によって、
年金額が支給停止となる場合があります。

さらに、障害年金などの受給条件などは、

日本年金機構のHPや「ねんきんダイヤル」
に電話をしてご確認ください。

まとめ

このように、「特別支給の老齢厚生年金」は、
受給出来る対象者や受給の期間も
限られています。

受給対象になる方は、
忘れないように受給手続きをして、
受給することが大切です。

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 今週のポイント

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

特別支給の老齢厚生年金は、
生活費に使うか、
貯蓄しておくか、

セカンドライフを考えるとの
対象にもなります！

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 編集後記

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

「特別支給の老齢厚生年金」に限らず、
公的年金を受ける権利は、
給付事由が生じた日から

「5年以上」請求しないと、

時効により消滅します。

受給できる年金の請求は、怠らないように！

◆「人生の添乗員（R）」牧野寿和のプロフィール

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 21 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者

- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士
(資産設計提案業務)
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ(名古屋テレビ)「UP!」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない!
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、三重県、首都圏や関西にもリモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員(R)」は、他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって有益な提案を心がけています。

◆【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野 FP 事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関するトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
